

広島県告示第千四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和五年十月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

後山公園洗谷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市鞆町後地字山ノ神七三九三番一地从先から 福山市鞆町後地字山ノ神七三八九番一地从先まで	○	○	一六・二〇 〽三二・八	五〇・四〇	五〇・四〇 拡幅